

告 示

埼玉県選管告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人桐和会 タムスさくらの杜新井宿（従来型）	埼玉県川口市新井宿二百五十番 地の一
老人ホーム	社会福祉法人桐和会 タムスさくらの杜新井宿（ユニット型）	埼玉県川口市新井宿二百五十番 地の一